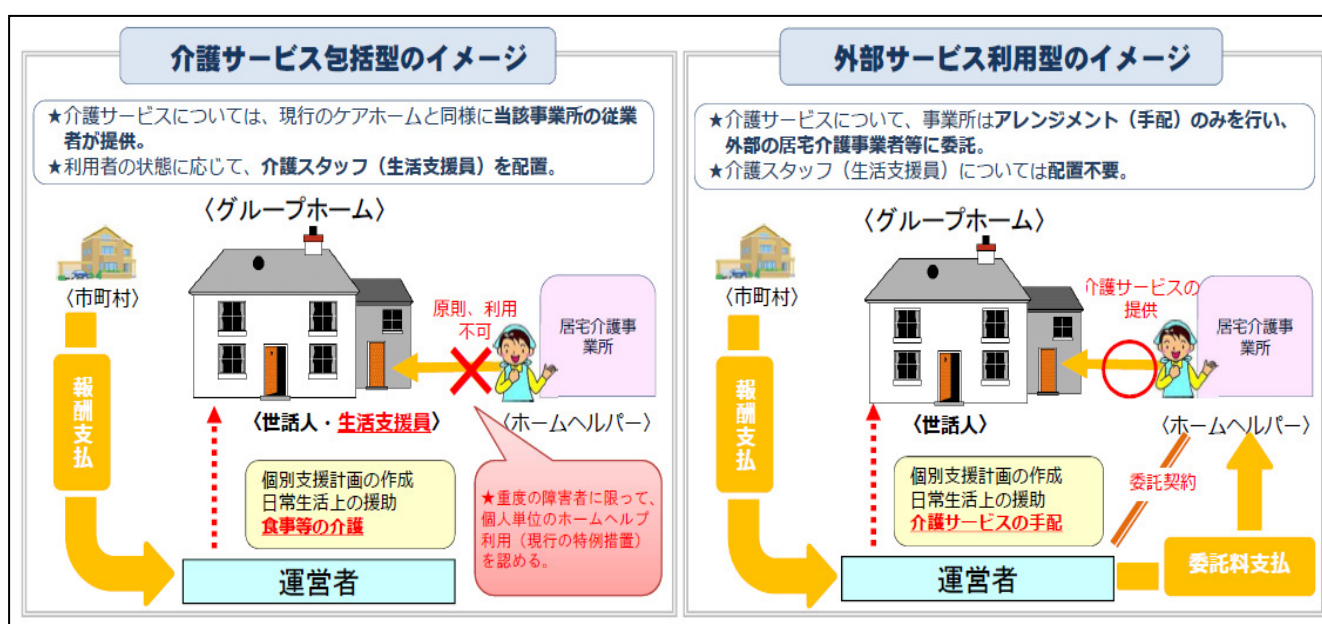


## 平成26年4月以降の共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）の一元化について

### 1 制度改正の概要

- ・共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、ケアホームをグループホームに統合
- ・個々の利用者の状態に応じて柔軟かつ効率的なサービスの提供が可能となるよう、グループホームでの介護サービスの提供について、①事業者が自ら行う「介護サービス包括型」、②手配のみを行い外部の居宅介護事業者に委託する「外部サービス利用型」のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みに変更
- ・地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居との連携を前提とした1人暮らしに近いサテライト型住居の仕組みを創設
- ・夜間支援及び日中支援に係る加算の取扱いの変更（詳細については、今後示される予定）等



### 2 一元化後の主な指定基準等

#### 人員基準

介護サービス包括型：現行のケアホームにおける基準と同様

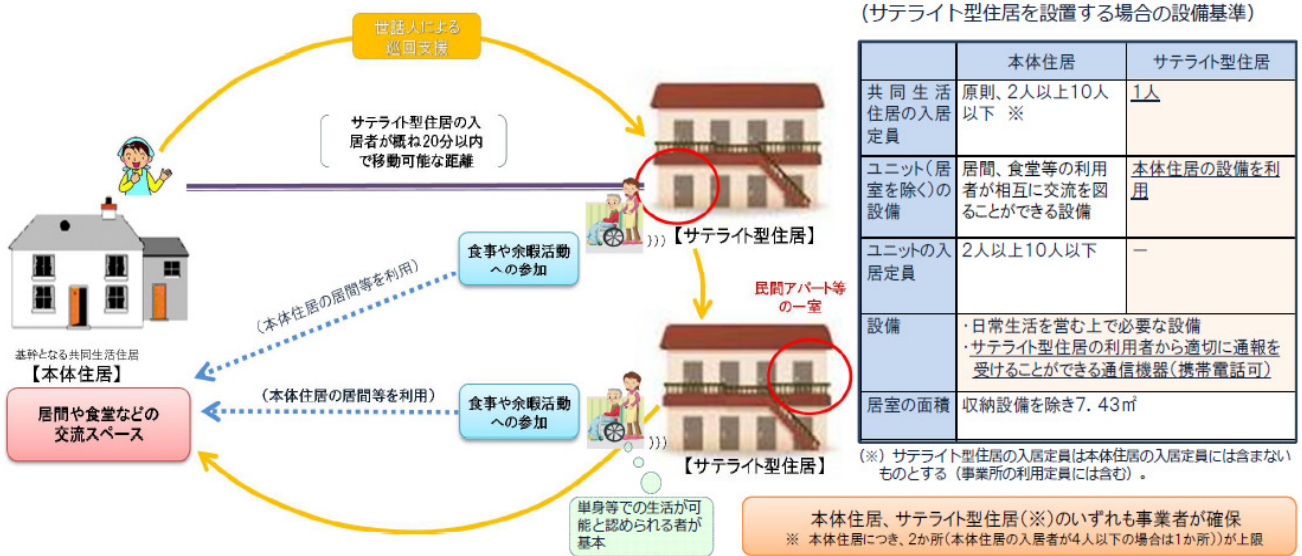
外部サービス利用型：現行のグループホームにおける基準と同様（ただし、世話人の配置基準を現行の「10：1以上」から「6：1以上」に引き上げ）⇒経過措置あり

#### 設備基準

現行の基準と同様

#### サテライト型住居

本体住居（サテライト型住居以外の2人以上が入居するグループホームであって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提に設置可能。ただし、本体住居とサテライト型住居の入居者が日常的に相互に交流を図ることができるよう、通常の交通手段を利用して概ね20分以内に移動することが可能な距離を想定。



### 3 事業者の指定について

#### (1) 経過措置によるみなし指定

平成26年3月31日時点で、現に指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う事業所については、平成26年4月1日以降は、以下のとおり「みなし指定」を受けたものとして取り扱われます。

平成26年3月31日現在の種別	みなし指定後の種別
指定共同生活介護事業所	⇒ 指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所
指定共同生活援助事業所	⇒ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所
一体型指定共同生活介護事業所	⇒ 指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所(※)
一体型指定共同生活援助事業所	⇒ 指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所(※)

※平成26年4月1日以降は、原則、一つの指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所に移行するものであるため、共同生活援助の事業の廃止を届け出る必要があります。

#### (2) みなし指定の有効期限

現在の指定の有効期間満了日まで

(例：平成25年4月1日に共同生活介護の指定を受けている場合)

平成26年4月1日以降：「指定共同生活援助(介護サービス包括型)」としてみなし指定

⇒有効期限は平成31年3月31日まで

#### (3) みなし指定等に係る手続きについて

**新たな指定申請等の手続きは不要**ですが、別添「意向確認調書」によって、上記のいずれの事業についてのみなし指定等を受けるかを届け出るとともに、運営規定等の内容に変更が生じる場合は、必要に応じて変更届をご提出ください。(※)

#### ○上記のみなし指定以外の事業所への移行を希望する場合(下記①、②、③)

同様に指定申請等の手続きは不要ですので、意向確認調書にて届けて出てください。運営規定等の内容に変更が生じることが想定されるため、基準に適合しているかをご確認いただき、変更届の提出など所要の手続きを行う必要があります。(※)

- ① 指定共同生活介護事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行する場合
- ② 現にある指定共同生活援助事業所が指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所に移行する場合
- ③ 一体型指定共同生活介護事業所等が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行する場合

※変更届の提出については、別途詳細を通知いたします。